

## 記載例

## 利子割

都民税 ~~配当割~~ 更正請求書~~株式等譲渡所得割~~

令和3年 3月 1日

東京都中央都税事務所長 殿

請求者	所在地	中央区新富2-6-1 (電話) 03-1234-5678		
	名称	株式会社□□銀行△△支店		
	法人番号	7019901999999		
	特別徴収義務者番号	000123456		
地方税法第20条の9の3 <b>第1項</b> の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 第2項				
更正の請求の年月分	令和3年1月分(令和3年2月10日 <b>申告納入</b> 更正決定分)			
利子等又は配当等の種類	02 銀行預金利子			
区分	課税標準等		税額等	
更正の請求前	①	900,000円	①	45,000円
更正の請求後	②	898,750円	②	44,937円
差引額	①-②	1,250円	①-②	63円
更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項	定期預金の中途解約のため			
還付を受けようとする金融機関名等(※)	(□□) <b>銀行</b> 信金・信組・農協 (△△) 支店			
	<b>普通</b> 当座・別段 口座番号 (9876543)			
処理欄	確認	適否	調査	処理
			・	・
			収受年月日	・
			発信年月日	・

※口座振替による還付を希望される場合は、「還付を受けようとする金融機関名等」欄に記入してください。  
なお、口座名義は請求者のものに限りません。

- \*この様式は、都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書として用いてください。
- \*郵送により更正請求書を提出する場合で、控えの郵送を希望される方は、更正請求書のコピーと返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- \*更正請求は法定納期限から5年以内、又はやむを得ない事情から2か月以内に限り請求できる、当初に申告納入した課税標準額・地方税額を減額させる手続です。また、「やむを得ない事情」に該当するか否かは、中央都税事務所都民税利子割班までお問い合わせください。
  - 法定納期限から5年以内のもの⇒第1項に○を付す。
  - やむを得ない事情から2か月以内に請求するもの⇒第2項に○を付す。
- \*令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」及び「差引額」の欄中の「課税標準等」は記載不要です。

## 都民税利子割の更正請求にかかる注意事項

### 添付資料について

更正請求の際は、請求理由を証明する書類を添付していただく必要があります。  
次の資料を必ず添付してください。(コピーで可)

- ・東京都へ過剰申告している経緯が分かる電算資料、帳簿等

### 主な請求理由について

上記のほか、請求理由ごとに該当する書類を添付してください。(全てコピーで可)

請求理由	添付書類
定期預金等の中途解約	① 該当顧客の中途解約がわかる書類 ② 誤納額の計算明細書 ※様式、記載例がホームページにあります。
計算誤謬	誤った計算の過程が分かる書類
二重納付	正しい税額計算資料と二重に納付されたことが分かる書類
課税対象外に課税 (非居住者等)	住民票(除表分)等で利子等支払時に日本国内に一年以上いなかったことが証明できる書類等、非居住者等であることが分かる書類
課税対象外に課税 (非課税対象商品)	約款など契約内容が記載されている書類等、非課税対象商品であることが分かる書類
その他	上記を参考に適宜添付

なお、追加資料の提出をお願いする場合もございますので御了承ください。

添付書類等詳細について、ご不明な点がございましたら、下記に問い合わせください。

提出・お問い合わせ先

〒104-8558 中央区新富2-6-1  
中央都税事務所 事業税課 都民税利子割班  
電話：03-3553-2158